

鶴ヶ島市建設工事等指名業者選定基準

平成6年3月18日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する建設工事等の請負契約に係る指名競争入札において鶴ヶ島市指名業者選定委員会設置要綱（平成30年4月4日市長決裁）に基づいて設置した鶴ヶ島市指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）が、指名業者等を選定するにあたり、必要な指名等の基準を定めるものとする。

(指名業者等の選定)

第2条 委員会は、鶴ヶ島市建設工事等競争入札参加資格基準要綱（平成26年告示第209号。（以下「要綱」という。）第15条の規定で定めるもののほか、原則として、この基準に定めるところにより指名業者等の選定を行うものとする。

(指名業者等の要件)

第3条 指名業者等として選定することができる者は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 要綱第3条第1項に定める者

(2) 要綱第15条に基づき選定することができる者

(指名業者として選定することができない者)

第4条 前条の要件を満たす者であっても、次の各号の一に該当する者は、指名業者として選定することができない。

(1) 鶴ヶ島市建設工事等請負業者指名停止措置要綱（平成18年告示第519号）に基づく指名停止期間中である者

(2) 鶴ヶ島市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年告示第332号）に基づく指名除外期間中である者

(3) 過去2年間連続して、工事成績点数が極めて低い者

(4) 過去2年間の年間平均完成工事高が当該工事の入札対象額と比較して不十分である者

(5) 市発注の手持ち工事等を当該入札執行予定時に、同時に2件以上継続して有する者。ただし、次の事項に該当する場合はこの限りではない。

ア 市内業者育成の見地から、特に選定する必要が認められるとき

イ 関連工事等の理由により、原施工業者を選定することが合理的であると認められるとき

(6) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者

(7) 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められる者

(8) 市発注工事等について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導がありこれに対する改善を行わない状態が継続している者

(9) 労働関係等の問題について、労働基準局等からの通報があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(選定の方法)

第5条 指名業者を選定する場合は、次に掲げる指名基準項目を総合的に勘案し、別表の指名業者選定数を基準に選定するものとする。ただし、工種に応じて登録業者数、施行能力等の客観的な事情がある場合は、必要な範囲で当該選定業者数を増減することができる。なお、要綱第8条で規定する業者格付けにおいて、要綱第15条第2項で定めるとおり、工事の施工上必要があると認められる場合は、別表の区分にかかわらず1級上位又は1級下位に格付けされた者を選定することができるものとする。

(1) 経営状況

(2) 当該工事に対する地理的条件

(3) 手持ち工事からみた施工能力

(4) 当該工事の施工に対する技術的適性

(5) 工事成績の状況

(6) 技術・設備状況

(7) 安全管理の状況

(8) 労働福祉の状況

(9) その他

2 前項に定める外、市内業者の育成を図るため、発注工事等の内容を勘案し、市内

業者の指名選定に配慮するものとする。

- 3 第1項及び第2項の選定を行うにあたっては、特定の者に偏しないようにするものとする。

(選定方法の例外)

第6条 当該工事の技術的条件、自然・地形的条件、周辺環境条件その他特別な理由があると認められるときは、第5条の規定にかかわらず、他に適当な者を選定することができる。

附 則

- 1 この基準は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 鶴ヶ島市指名業者選定委員会内規（平成3年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成7年3月27日市長決裁）

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月29日市長決裁）

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月27日市長決裁）

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日市長決裁）

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月24日市長決裁）

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年3月31日までに締結する契約で、平成19年度に係る長期継続契約として執行する案件については、改正後の基準を適用する。
- 2 鶴ヶ島市建設工事等指名業者選定指針（平成6年3月18日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成28年3月31日市長決裁）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月16日市長決裁）

この基準は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成30年4月4日市長決裁）

この基準は、平成30年4月4日から施行する。

別表

指名業者選定数

案件の種別	設計額（又は執行予定額）	業者の級別	指名業者数
建築一式工事	1億円以上	A級	11社
	1億円未満 3,000万円以上	B級	9社
	3,000万円未満 1,500万円以上		8社
	1,500万円未満	C級、D級	7社
土木一式工事	5,000万円以上	A級	11社
	5,000万円未満 3,000万円以上	B級	10社
	3,000万円未満 1,500万円以上		9社
	1,500万円未満 900万円以上	C級	8社
	900万円未満	D級	7社
電気工事 管工事 舗装工事	3,000万円以上	A級	9社
	3,000万円未満 900万円以上	B級	8社
	900万円未満	C級	7社
その他の工事	電気工事等に準じて、その都度決定する。		
測量調査設計 物品購入等	電気工事等に準じて、その都度決定する。		